

# 退職される皆さまへ

 全国信用金庫厚生年金基金

あなたは、このたび信用金庫（または信用金庫の関連会社等）を退職され、当厚生年金基金（以下「基金」といいます）から脱退されることになりました。

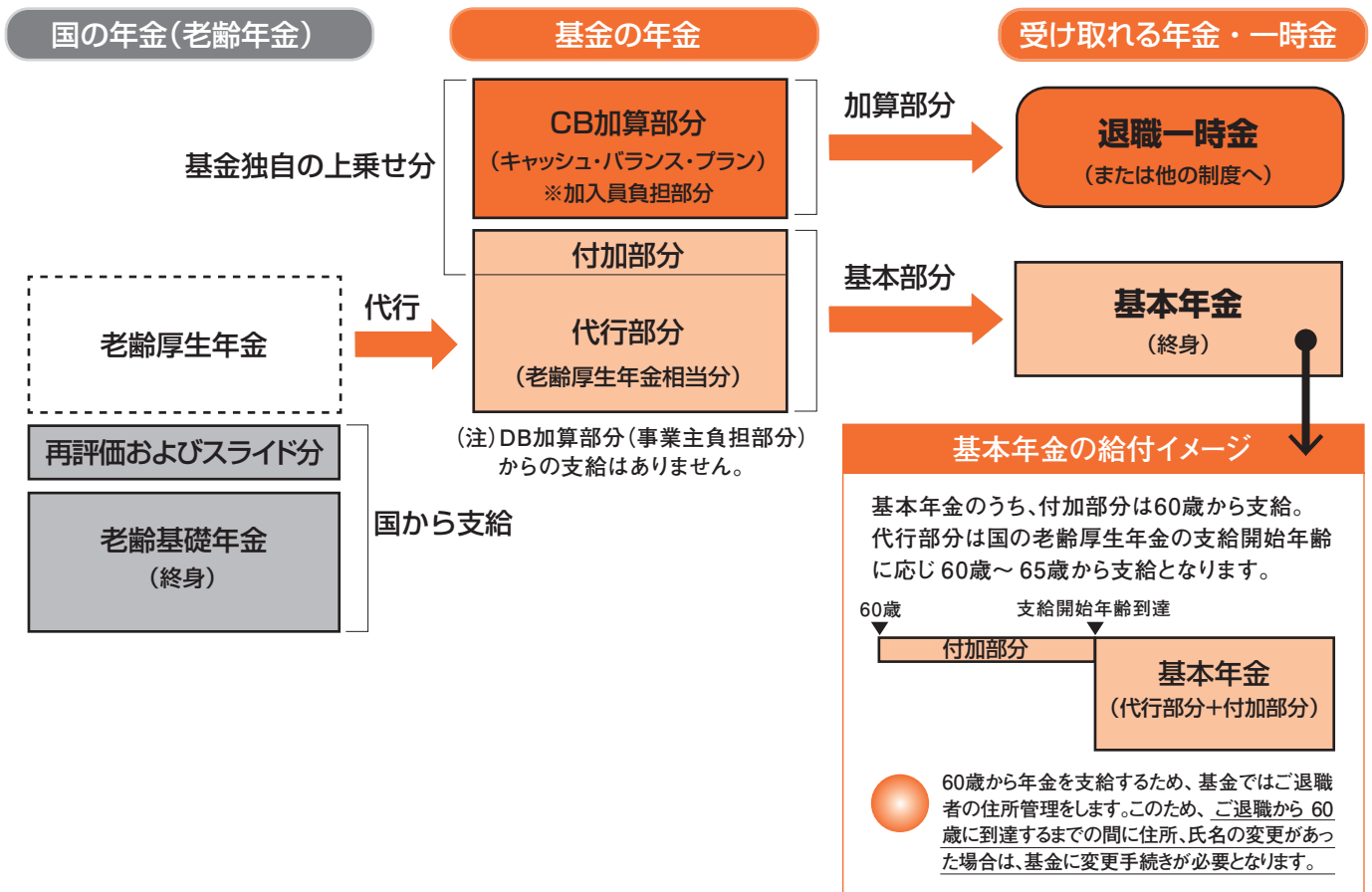
加入期間10年未満で、かつ年齢55歳未満で退職されましたので、基金からはあなたがこれまで毎月払い込まれた掛金に応じて基本年金と退職一時金を支給します。

このパンフレットでは、年金・一時金を受け取るための手続きや、そのしくみについてご説明いたします。

## あなたが受け取れる年金・一時金

基金の給付は、国の老齢厚生年金の代行部分を含む「基本部分」と、基金独自の上乗せである「加算部分」で構成されています。

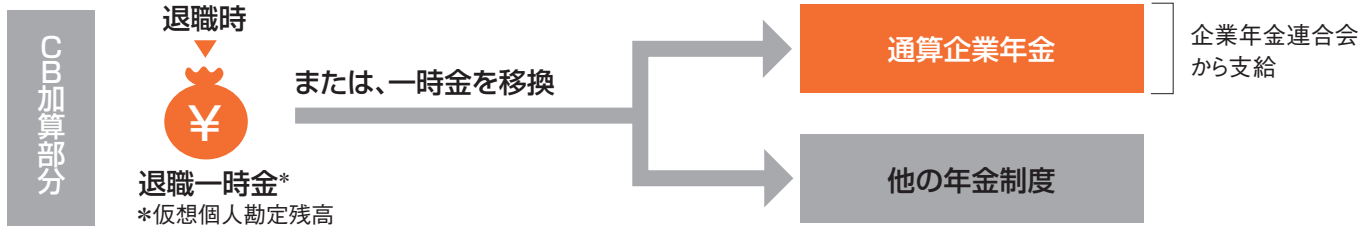
あなたは、退職後に加算部分から「退職一時金」を、また、将来、基本部分から「基本年金」が受け取れます。



将来の年金額および一時金額については、基金の「年金・退職一時金試算回答票」をご参照ください。

※試算のご依頼は、基金の業務部へ(裏面参照)

# 退職一時金を年金化することもできます



## 通算企業年金(企業年金連合会\*が運営する年金制度へ移換)

保証期間付終身年金で、原則65歳から支給されます。なお、一時金の原資を移すときに事務手数料が差し引かれます。

\*平成26年4月施行の厚生年金保険法の改正により企業年金連合会は将来解散し、確定給付企業年金法に基づく新連合会を設立する予定です。連合会は解散時に、残余財産を分配します(分配される残余財産を新連合会に移換することも可能)。ただし、連合会の解散時の資産状況によっては、分配金が当初移換した退職一時金相当額を下回る場合もあります。

## 他の年金制度(退職から1年以内に下記の①～③へ移換する予定がある場合に選択可)

### ①確定給付企業年金

確定給付企業年金を実施している企業(受け入れ可能な場合)へ再就職する場合

### ②企業型確定拠出年金

企業型確定拠出年金を実施している企業へ再就職する場合

### ③個人型確定拠出年金(iDeCO、国民年金基金連合会)

再就職先の企業が②企業型確定拠出年金を実施している場合には、予め本人が移換先の③個人型確定拠出年金への加入可否を確認しておく必要があります。

\*各年金制度の詳細(制度、移換の手続き方法)については、実施機関にご確認ください。

## 基金の「年金・一時金裁定・改定請求書」への記入について

<退職一時金を受給する場合の記入例>

欄	CB加算部分の選択【対象者：資格喪失時の年齢が55歳未満で、加入員期間が10年未満の方】		
	次の④、⑤、⑥について選択してください。(※選択後の変更はできませんので、注意してください)		
	④ 退職一時金 <input checked="" type="checkbox"/>	⑤ 通算企業年金 <input type="checkbox"/>	⑥ その他(他制度への移換予定あり) <input type="checkbox"/>



- ・いったん選択した内容は変更できません。
- ・年金化するために移換した退職一時金相当額は、原則、途中で一時金に変えることはできません。

退職時の手続き完了後に、基金から「未裁定待期間開始通知書」および「加入員証」を送付します。

基金に関するお問い合わせは

## 全国信用金庫厚生年金基金

〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1 信用金庫会館京橋別館

業務部 TEL.03-5159-7510 FAX.03-5159-7519 (受付時間 9:00~17:00)